

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市産学交流センター及び静岡市清水産業・情報プラザ
- 2 指定管理者の名称 静岡市産業支援施設管理運営共同事業体
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

当該施設については、産業支援体制強化のため、また、高度で専門的な中小企業支援を連携して行うため、2施設を一体管理している。

(公財)静岡産業振興協会は、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターとして、市が唯一指定する団体であり、公益経済団体である静岡商工会議所は、静岡市創業支援事業計画において、市と密接に連携して創業支援を実施する認定連携創業支援事業者として位置付けられているほか、各都道府県において唯一設置されている国、県の「事業承継・引継ぎ支援センター」、「静岡県中小企業活性化協議会」を所管しており、本市で唯一、中小企業における変革期への支援を行っている団体である。

施設の運営に求められる、市の方針である「新製品、技術開発等に対する支援」、「中小企業の経営基盤・競争力の強化」、「戦略産業振興プラットフォーム事業」の実施にあたっての市との密接な関係性、及び中小企業の各段階における適切な支援を実施できる能力を有する者は、(公財)静岡産業振興協会及び静岡商工会議所による共同事業体が唯一無二の団体である。

イ 募 集 期 間 令和4年9月29日～令和4年11月22日

ウ 募集対象団体 静岡市産業支援施設管理運営共同事業体

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 令和4年12月5日

(イ) プレゼンテーション 令和4年12月5日

イ 審査委員会

委員長 石川 賢一 (産業振興課長)

委員 桐野 勝 (産業政策課長)

〃 恒友 仁 ((一財)静岡経済研究所 常務理事)

〃 秋山 信彦 (東海大学海洋学部水産学科 教授)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名称 静岡市産業支援施設管理運営共同事業体

(イ) 点数 82.5点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 145,992千円

イ 総評 (選定の理由等)

・創業支援や中小企業の創造的な支援に必要となるノウハウや経験のほか、本市独特な環境等の熟知も要求されるが、これまでの十分な実績と、人材・ネットワークを有しており、今後も、人材のスキルアップやネットワークの拡大が見込まれることから、より効果的な事業の実施が期待できることが評価された。

・市内の中小企業の支援者としての実績に加え、団体の高い信頼性や、安定・継続した事業運営能力を有することが評価された。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和5年3月17日

(6) 指 定 令和5年3月17日

(7) 公 告 令和5年3月28日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市産学交流センター、静岡市清水産業・情報プラザ

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
【20点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	1 施設の運営方針が明確に示されているか。	× 1		
	2 施設の設置目的、市が提示した仕様書を理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	3 事業計画の内容及び事業回数は適当なものか。	× 1		
	4 施設の利用について公平性が確保されているか。	× 1		
	【所見欄】			
【40点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	1 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	2 施設利用者のサービス向上のための適切な方策が示されているか。	× 1		
	3 施設の利用促進のための工夫やPR計画は適切か。	× 1		
	4 両施設間を一体管理する特性を生かした事業計画となっているか。	× 2		
	5 高度な中小企業支援の実施のため、中小企業支援センターと密接に連携した事業計画となっているか。	× 2		
	6 収支計画は妥当か（事業計画を実施するために必要な予算措置がなされているか）。	× 1		
【所見欄】				

事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 【30点】	1 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 2		
	2 定款、寄附行為、規約等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。	× 1		
	3 管理に必要な人員が確保され、適正な配置計画がなされているか。	× 1		
	4 管理に適切な人材や人的ネットワークを有しているか。	× 2		
	【所見欄】			
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【10点】	1 財務諸表の状況は適正であるか（損益計算書又は収支計算書において損出が出ていないか、貸借対照表において債務超過となっていないか）。	× 1		
	2 適切な経理的処理能力を有しているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】